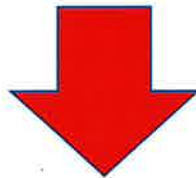


- 備考 ●二輪免許 ①大型二輪免許…どの大型自動二輪車（側車付も含みます）も運転できます。  
②普通二輪免許…総排気量が400cc以下の普通自動二輪車に限り運転できます。  
③普通二輪免許（小型限定）…総排気量が125cc以下の普通自動二輪車に限り運転できます。  
④AT限定免許では、AT車（オートマチック車）に限り運転できます。
- 普通免許 ①普通免許（限定なし）では、どの普通自動車も運転できます。  
②AT限定免許では、AT車（オートマチック車）に限り運転できます。

【注意】けん引免許…大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかで、他の車をけん引するときは、けん引する自動車に応じた免許の他、けん引免許が必要です。

けん引免許

けん引免許



- 備考 ●二輪免許 ①  
②  
③  
④  
⑤
- 普通免許 ①普通免許（限定なし）では、どの普通自動車も運転できます。  
②AT限定免許では、AT車（オートマチック車）に限り運転できます。  
③サポートカー限定免許では、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能に関し、性能認定が行われた自動車に限り運転できます。

参考

●運転免許を受けられる年齢と運転資格

- 第一種運転免許
- 大型免許…21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上
  - 中型免許…20歳以上で、準中型免許、普通免許か大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年以上
  - 準中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許、大型二輪免許…18歳以上
  - 普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許…16歳以上
- 第二種運転免許…21歳以上で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上

●自動車の種類…自動車の種類は、道路交通法では次のように定められています。

大 大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、



参考

●運転免許を受けられる年齢と運転資格

- 第一種運転免許
- 大型免許…21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上
  - 中型免許…20歳以上で、準中型免許、普通免許か大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年以上
  - 準中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許、大型二輪免許…18歳以上
  - 普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許…16歳以上
- 第二種運転免許…21歳以上で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上

※ 政令で定める受験資格特例教習を修了した者

- 第一種運転免許 (大型免許、中型免許) 19歳以上で、普通免許等を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して1年以上
- 第二種運転免許 ※ ただし、21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、違反点数が一定基準に達した場合は講習の受講が義務づけられ、受講しなかったり受講後再び基準に達した場合は免許が取り消される。

② 70歳以上の者の更新時講習

更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内に  
住居地公安委員会が行った高齢者講習を受けていなければなりません。  
高齢者講習を受けた者は、更新時講習を受ける必要はありません。

また、免許証の更新を申請する日前6ヵ月以内に公安委員会が行う一定の基準に適合した講習  
(任意講習) 又は運転免許取得者教育の認定を受けた指定自動車教習所で行う取得者教育を受け  
ている場合は、高齢者講習を受ける必要はありません。さらに更新期間が満了する日における  
年齢が75歳以上の者は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内に運転に必要な記憶力や判断力等の  
認知機能に関する検査を行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を受けなければなりません。



赤字部分を追加

(6) 更新を受けようとする者の義務

(法 101 の 3、101 の 4、108-32-(2)、108 の 2-1-(11・12)、108 の 2-2)

② 70歳以上の者の更新時講習

更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、

.....  
.....  
..... 132Pへ .....

..... 高齢者講習を受ける必要はありません。さらに更新期間が満了する日における  
年齢が75歳以上の者は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内に運転に必要な記憶力や判断力等の  
認知機能に関する検査を行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を受けなければなりません。

特に、起点日(免許有効期限の直近の誕生日から160日前)から過去3年間に、一定の交通  
違反歴がある場合は、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査(実車試験)が義務づ  
けられます。この検査は、更新期限の6ヵ月前から繰り返し受検することができますが、不合格  
の場合は運転免許証を更新することはできません。合格者は、その後認知機能に関する検査を  
行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を受けなければなりません。

また、運転技能検査の対象とならない運転者には、実車指導をして運転技能を評価すること  
となります。

参考

……………「運転技能検査の対象となる11種類の違反行為」……………

- |         |                 |            |
|---------|-----------------|------------|
| ①信号無視   | ⑤横断等禁止違反        | ⑨横断歩行者等妨害等 |
| ②通行区分違反 | ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り | ⑩安全運転義務違反  |
| ③通行帯違反等 | ⑦交差点右左折方法違反等    | ⑪携帯電話使用等   |
| ④速度超過   | ⑧交差点安全進行義務違反等   |            |

※ 運転技能検査の対象は普通免許であり、不合格になっても原付免許や小型特殊免許は希望により継続することができます。

赤字部分を新設

(7) 申請による免許の条件の付与

運転免許を受けた者は公安委員会に対し、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件であって、「サポートカーに限る」など交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして定められた条件を付し、又はこれを変更することを申請することができます。

赤字部分に変更

(7) 臨時適性検査



(8)

(8) 臨時認知症検査



(9)

参考枠 すべて削除

参考

……………「臨時認知症検査の対象となる違反行為」(18「基準行為」)……………

- ・信号無視 (法第7条)
- ・
- ・

(9) 臨時高齢者講習



(10)

(10) 運転免許の失効



(11)

(11)



~~(10)~~ **運転免許証の失効** (法105)

免許証を更新しなかった場合は、その免許証は失効します。従って、再び免許を取得するためには、改めて免許試験を受けなければなりません。

参考

----- 免許証の更新をしなかった場合の試験免除について -----


次のような場合には、免許試験の一部が免除されます。

1. 免許が失効した日から6ヵ月以内の場合（法97の2-1-3）  
適性試験（目、耳、運転能力の検査）に合格すれば、新しい免許証が交付されます。この場合、免許証用写真1枚、住民票の写し、失効した免許証と手数料をそえて申請します。
2. 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を失効した日から6ヵ月を超え1年を経過しない場合（法97の2-1-4）  
大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに保わる技能および知識についての運転免許試験が免除されます。
3. 病気や海外旅行等、やむを得ない理由のために失効した場合（法97の2-1-3）  
免許が失効してから6ヵ月を経過している場合でも、病気、海外旅行等の事情がなくなった日（病気の場合は退院の日、海外旅行の場合は帰国の日）から1ヵ月以内に申請し、適性検査に合格すれば、免許証の交付が受けられます。  
申請するときに用意するものは、診断書かパスポート等その事情を証明する書類、免許証用写真1枚、住民票の写し、失効した免許証、手数料です。  
ただし、やむを得ない理由があっても、免許証の有効期間が満了した日から3年を経過しているときは、試験の一部免除はありません。

**【変更後】**

2. 免許が失効した日から6ヶ月を超え1年を経過しない場合（法97の2-1-4）  
受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る技能および知識についての運転免許試験が免除されます。

### 3 乗車又は積載の制限

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証に記載されている乗車定員 (ミニカーは1人)	自動車検査証に記載されている最大積載量 (ミニカーは90キログラム)	 <p>三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車の高さは2.5メートル以下                      (都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車は4.1メートル以下)</p>



図の部分のみ、下記のような感じに変更

